加東市人権啓発情報誌

夢★きらめいて

No. 33

加東市/加東市人権・同和教育研究協議会　令和４年10月1日

人権文化をすすめる市民運動　人権ポスター最優秀作品　滝野東小学校　５年　長谷川　彩さん

目次

●特集「性の多様性と人権」……2～5
●人権標語・人権ポスター……6～7
●小学生の人権作文……8～9
●男女共同参画……10
●ハンセン病について……11
●加東市人権出前講座……12
●人権擁護委員の活動……13
●加東市企業人権教育協議会の活動……14
●加東市人権ジュニアリーダー学級……14
●加東市人権・同和教育研究協議会の活動……15
●人権に関する悩みごとの相談先……16

和顔愛語

加東市教育長　藤原　哲史

新しく教育長に就任いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

私は、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識し、かけがえのない自分を大切にする心を育みたいと考えています。そして、その心を基盤として「夢と志をもち、たくましく未来を切り拓く力」を育成したいと考えています。

私は、三十八年間、小学校教員として、子どもたちの笑顔や自分の力を精一杯伸ばそうとする姿に励まされながら勤めてきました。

四十代半ば、学校現場を離れ、教育事務所勤務となりました。ある日、私の対面で仕事をしている他の課の女性から、「先生、そんな難しい顔をしていたら、幸せが逃げますよ。」と言われました。

私は、その言葉に軽い衝撃を覚えました。事務所に勤めてから、自分がどんな顔で働いているのか考えるゆとりがありませんでした。

学校にいた頃は、明るい子どもたちに囲まれ、一日に何度も声を出して笑っていました。就学前の子どもは、一日に四百回笑うといわれています。それが、大人になると、一日十五回しか笑わない。いや、全然笑うことがなかった日もある。忙しさの中で、自分を振り返るゆとりもなかったのだと思います。深く呼吸をし、少し口角を上げ笑顔を作ってみる。それだけで、少し心にゆとりが生まれ、自分らしさを取り戻せた気がします。

「和顔愛語」。「和顔」は穏やかな表情。「愛語」は心優しい言葉。おだやかな笑顔と思いやりある話し方で人に接する。とても素敵な言葉だと思います。

子どもと話す時。家族、友達、職場での会話で、自分らしく少しゆとりをもって笑顔で話せると、とても素敵ですね。

特集　性の多様性と人権

大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授　東　優子 さん

○プロフィール
1990年早稲田大学卒業.フルブライト奨学生としてハワイ大学大学院（ソーシャルワーク専攻）留学.
2000年お茶の水女子大学大学院（人間発達学）修了，博士（人文科学）取得．GID（性同一性障害）学会理事．性の健康世界学会（WAS）性の権利委員会・副委員長（至2001年9月）.
専門領域：性科学，ジェンダー／セクシュアリティ研究

○誰一人取り残さない

「世界戦争の時代」とも言われた20世紀前半を経て、21世紀を「人権の世紀」にしていこうと、さまざまな取組が展開されています。特に国連は、「人権教育のための国連10年」の後、二〇〇五年からは、その活動の全てにおいて人権の視点を強化すること（人権の主流化）が唱えられるようになりました。

SDGs（持続可能な開発目標）のサイトで紹介されているLGBTの人権に関する国連の取り組み。拡大されたポスターには「人権はみんなのもの（性的指向・性別自認に関係なく）」と書かれている。

地球上の誰一人取り残さないことを目指して二〇一五年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の基盤をなすのも人権です（左上図）。

実のところ、ＬＧＢＴなど性的マイノリティの人権については、国連でこれを議論することさえ、長く「タブー」とされてきました。理由は、宗教的・伝統的価値観の違いにあります。

しかし、二〇一〇年に国連事務総長が演説を行い、同性愛を非犯罪化し、ＬＧＢＴに対する暴力や差別に取り組む措置を世界各国に求めました。翌年には、性的指向・性別自認に基づく差別と暴力の廃絶を目指す「初」の国連決議が採択されました。

さらにこの決議に基づいて、国連高等弁務官事務所による人権侵害の状況調査が行われました。その報告書が右下図の『フリー＆イコール（生まれながらにして自由で平等）国際人権法における性的指向と性別自認』です。

国連高等弁務官事務所の報告書『フリー＆イコール』（2012）とその邦訳本（合同出版 2016）

○人はみな自由で平等

このタイトルは世界人権宣言（一九四八）第一条「すべての人間は、生れながらにして自由（フリー）であり、かつ、尊厳と権利とについて平等（イコール）である」にちなんでいます。また、二〇一三年からは、同名で、ＬＧＢＴなど性的マイノリティの人権に特化した世界規模のキャンペーンも展開されています（次ページ左上図）。

○時はきたれり

このように国連が長年の沈黙を破り、大きく舵を切ったことについて、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は次のように説明しています。

「性的指向や性別自認は、センシティブな（扱いが難しい、微妙な）問題であると言う人たちがいます。その気持ちはわかります。実際、私も若い頃、成長する過程で、同世代の多くの人たちと同じく、そうした問題について話をしたことはありませんでした。しかし、私は声を大にして言うことにしました。なぜなら、これが命にかかわる問題だからです。そして、あらゆる場所で、あらゆる人の権利を守ることが、国連憲章と世界人権宣言によって私たちに課された責務だからです」（二〇一二年の人権理事会にて）

LGBT など性的マイノリティの人権に特化した国連キャンペーン「フリー＆イコール」のロゴマーク

○LGBTと人権

国連が喫緊の課題とするのは、次の5点です。

(1)同性愛に対する嫌悪、トランスジェンダーに対する嫌悪という暴力から人々を守ること

(2)LGBTの人々への拷問や非人道的な処遇を禁止し、被害者に対する救済策を設けること

(3)私的空間における成人同性間の合意に基づく性行為を禁止する法律や同性愛を違法とする法律を廃止すること

(4)性的指向・性別自認を理由とした差別を禁止すること

(5)LGBTやインターセックスの人々の表現・結社・平和的集会の自由を保障すること

いかがでしょうか。あまりにも基本的なこと過ぎて衝撃的でさえあるわけですが、実際、世界にはまだ同性愛を犯罪化している国が70数か国も存在しています。宗教的な理由により、「見せしめ」のために公開絞首刑に処する国さえあるというのが、世界の現実でもあるのです。

○日本社会はLGBTフレンドリー？

「日本は…」と言えば、歴史的にも明治時代のごく短期間を除いて同性愛を犯罪化したことがなく、性に対しておおらかな文化・歴史であったことが知られています。

近年では、渋谷区・世田谷区が「パートナーシップ制度」を導入した二〇一五年あたりから、「LGBTブーム」という言葉が聞かれるようになりました。新型コロナ前で各種イベントが中止されるようになる前の二〇一九年に開催された「東京レインボープライド」では、過去最多となる約20万人の動員を記録したそうです（主催者発表による）。

「改正・セクハラ防止指針」や「パワハラ防止法」などに、「性的指向又は性自認」が盛り込まれるようにもなりました。

教育現場も大きく変わりつつあります。二〇一二年、「自殺総合対策大綱」が全面改訂され、そこで初めて「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」ことが明記されました。

文科省も、二〇一〇年に初めて、きめ細やかな対応を求める事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、初の全国調査となる「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」も実施しました。その結果は、児童生徒課長通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（二〇一五）および教職員向け冊子（二〇一六）などで紹介されています。文科省はその中で、小中高での様々な対応事例（呼称や名簿、制服、授業や宿泊を伴う旅行についてなど）を紹介しつつ、画一的ではない、柔軟できめ細やかな対応を求めています。

大学でも「ダイバーシティ宣言」や「SOGI（性的指向・性自

認）の多様性と学生生活に関するガイドライン」の策定に始まり、全学的取り組みが増えています。女子大学においては，先鞭をつけたお茶の水女子大学に続き，戸籍上「男子」の入学を容認する動きが全国に広がりつつあります。

○日本社会の問題の特徴

このように、多様な性を犯罪化することもなく、むしろ様々にポジティブな変化があるにもかかわらず、日本におけるLGBTのカムアウト率はなぜ低いのでしょうか。厚労省委託事業として実施された労働者アンケートでは、「職場におけるカミングアウト割合」がゲイ男性で約六%、一番多いトランスジェンダーでも十五%程度にとどまっています（右下図）。

自分が「そうである」ということを表明する（カムアウトする）、しないは、個人の自由です。しかし、カムアウトすることで何らかの不利益（人間関係が壊れるなど）をこうむるかもしれないという不安や懸念、アウティング（勝手に暴露されてしまうこと）への不信感・危機感が、多くの当事者に沈黙を選択させているのだとすれば、この状況は変えていかなければなりません。

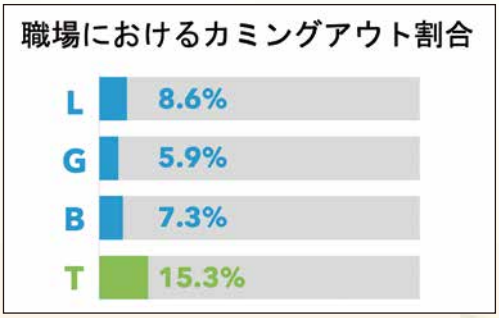

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「令和元年度 職場におけるダイバーシティ推進事業（労働者アンケート調査）」（厚労省委託事業）

こうした当事者の不安や懸念は、日常生活で蓄積される「傷つき体験」が影響しています。「ホモ・おかま」は放送禁止用語ではありませんが、その使用例には侮辱・嘲笑がつきまといます。お笑い番組では罰ゲームとして男同士にキスをさせたり、女装させたりして、それを気持ちの悪いものとして扱う、笑う、ということが繰り返されています。

そうした出来事の一つ一つは、よくある「些細なこと」と片付けられてしまいそうなものかもしれません。しかし、「こころの金属疲労」という言葉があるように、マイノリティ・ストレスが蓄積され、やがてメンタルヘルスの悪化や、成績不振・不登校、退職・転勤、自傷行為といった問題に発展することがあります。

○日本政府への国連勧告

国連に話を戻せば、日本は、人権理事会理事国であり、性的指向・性別自認に基づく差別と暴力の廃絶には、常に賛成票を投じてきました。それだけでなく、アジアで唯一の「国連LGBTIコア・グループ」参加国として活動するなど、リーダーシップを示してきました。

ところが、こうしたLGBTフレンドリーに見える日本政府の立場表明は「二枚舌」で、対外的なジェスチャーに過ぎないとの批判があります。

実際、日本のLGBT施策については、国連の各種委員会による再三の改善勧告が出ています。政府は、そのいくつかについて善処する意向を表明しているものの、留意するにとどまっているものも多く、国連の監視が続いているのです。

その中心的課題は、差別解消に向けた実行的措置をめぐる政府対応です。例えば、世界には（包括的・個別課題別をあわせて）禁止法を制定している国が80か国以上あると言われていますが、日本には、性的指向・性別自認を理由とした差別を禁止する法律がありません。記憶に新しいところでは昨年、「LGBT理解増進法案」でさえ、与党の反対にあって国会提出が見送られました。

日本では、婚姻の平等も認められていません。「同性婚」を合憲化している国は世界に29か国あります。アジア圏では、台湾がいち早く二〇一九年にこれを実現しました。

「結婚」はできないものの、同性カップルが婚姻関係にあるのとほぼ同様に、法的に保障される代替制度（パートナー法）をもつ国も34か国あります。国レベルで、同性間の関係性を法的に保障していないのは、G7で言えば「日本

だけ」なのです。

○婚姻の平等をめぐる問題

近年、日本国内でも「パートナーシップ制度」を導入する自治体が増えています。二〇二二年七月現在で、全国二百二十三自治体までに広がりました。

この制度は、日本では結婚が認められていない同性カップルの関係性を尊重し、公営住宅の家族向け世帯の入居や、パートナーが手術を受ける際の同意などをめぐる問題解消を目的とするものです。

しかし、先ほど紹介した諸外国の「パートナー法」とは似て非なるもので、罰則規定などがないために、実効性に問題があるとの指摘もあります。そもそも日本でも同性カップルの結婚が認められてさえすれば、まったく必要のない制度なのです。

「同性婚」に対する肯定的世論は確実に増えているとも言われています。昨年三月に朝日新聞が実施した世論調査では、「認めるべきだ」と回答した人が65％で、「認めるべきではない」（22％）を大きく上回っています。「賛成」と「やや賛成」をあわせた数が七割を超えているインターネット調査結果などもあります。

二〇一九年には、同性カップル13組が一斉提訴し、いよいよ日本でも合憲性をめぐる裁判が始まりました。現在、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の5地裁で「同性婚」訴訟が続いています。

○「特例法」の問題点

国際的に批判されているのは、性的指向に関連した事柄だけではありません。例えば「性同一性障害特例法」という、戸籍上の性別を変更するための「特例法」の要件についても、それが人権侵害にあたるとの批判があります。

現行法では、「性同一性障害」[注1]と診断されていることに加えて、

(1)20歳以上であること、
(2)現に婚姻をしていないこと、
(3)現に未成年の子がいないこと、
(4)生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、
(5)その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、以上

五つの要件をすべて満たす必要があります。

この厳しすぎる要件ゆえに、「特例法」が施行された二〇〇四年から十五年間で、一万人以上の人が性別変更したとはいえ、その数字は実際の希望者を大きく下回っていると言われています。さらに近年、世界保健機構（WHO）を筆頭に複数の国連機関が共同声明を出し、踏み絵を踏ませるかのように「不妊化」を性別変更の絶対条件にすることは、優生手術（強制不妊手術）と等しく人権侵害であるとして、厳しく批判しています。

○「みんなちがって、みんないい」をリップサービスに終わらせないために

日本では、多様性の尊重を表現して、「みんなちがって、みんないい」がよく使用されます。元になっているのは、金子みすゞの詩「私と小鳥と鈴と」です[注2]。人々の気持ち（心遣い・気配り）も大事ですが、あらゆる個人の人権を保障するためには「みんなちがって、みんないい」と言うばかりでなく、具体的な行動・取組が必要です。

周囲・環境が変われば、「生きづらさ」に直面している当事者個人はまったく変わらなかったとしても、問題の量も質も大きく変わります。「見慣れた風景・環境」や「あたりまえ」を変えていくことが重要なのです。

注1　国際的な診断基準が大幅改訂されたことにより、「性同一性障害」という診断名および疾患概念はすでに削除されています。WHO「国際疾病分類」の最新版（ICD-11）では、疾病や障害ではなく、「性の健康に関する状態」の「性別不合」という状態として扱われています。

注2　余談ですが、金子さんの詩は、タイトルと本文で「私と小鳥と鈴」の順番が入れ替わっています。「誰一人取り残さない」精神がここに表現されていたのですね。

人権文化をすすめる市民運動

標語・ポスターの最優秀賞・優秀賞作品

８月の「人権文化をすすめる市民運動」にちなみ、市内の児童・生徒の皆さんから、人権標語と人権ポスターを募集したところ、標語154作品、ポスター67作品の応募がありました。

応募作品の中から、最優秀賞及び優秀賞の受賞作品をご紹介します。

応募作品は、8月10日から8月16日までやしろショッピングパークBio２階多目的ホールで展示しました。

標語の部

最優秀賞

深めよう　人とのきずな　あいさつで

三草小学校　５年　西山　明日菜

優秀賞

どうしたの？　こまってる？　ぼくでいいならてつだうよ

社小学校　６年　田村　純樹

意味の無い　命なんて　無いんだよ

滝野南小学校　６年　吉川　陽琉

見つけよう　みんなが笑顔に　なる言葉

社中学校　１年　久語　梨紗子

加東市マスコット
加東伝の助

ポスターの部

最優秀賞

滝野東小学校　5年　長谷川　彩

優秀賞

三草小学校 2年　藤本　樹

優秀賞

社中学校 1年　岩間　凛子

優秀賞

東条学園小中学校 2年　伊谷　星夢

8月10日～16日
【人権啓発展の様子】

小学生の人権作文

「ぼくの心の支え」

福田小学校 6年　中尾（なかお）　颯（はやて）

「転校するよ」とお母さんから言われ、去年ぼくは、おばあちゃんのところへ引っ越してきた。田んぼを守っていかないといけないから引っ越しをした。人見知りなぼくにとって、それは、不安しかなかった。その時ぼくは、「滝野の友達とはなれるのはいやだ。」と言った。あとから、悲しませちゃったかなと思ったので、心の中で母親に謝った。

転校してからの日々は、さみしさから始まった。友達関係ができあがっているクラスに入ると、一人ぼっちになるような気がした。

初登校の日、とても緊張していたけど、それは妹も同じ気持ちだと思うと、がんばれる気がした。「がんばってね。」と学校へ行くときに母親に言われた。やる気が出た。教室に入ると、保育園のときの友達がぼくの名前を呼んでくれた。先生に紹介されると、すぐにサッカーの友達が話しかけてくれた。いろいろな話をしてくれてうれしかった。だから、ぼくもおもいきって話しかけてみた。それからも、保育園で一緒じゃなかった子もどんどん話しかけてくれた。

新しい学校にもすぐに慣れて、毎日が楽しかった。でも、一人ぼっちになることがあった。そのときは読書をしていた。ある日、ぼくが一人でいると男の子が遊びにさそってくれた。「一緒に遊ぼうよ。」そう言われたとき、ぼくは優しい子だなと思った。ぼくを温かい言葉で救ってくれた友達。あれから一年たつけど、今でもぼくの心の支えになってくれている。

六年生になって、人権について学ぶ機会があったことで、自分の経験したことをふり返ることができた。引っ越しと転校を経験したことで、人とのつながりの大切さを学び、相手を思いやる気持ち・温かい言葉には、人を支える力があるのだと学んだ。

ぼくはこれから大人になっていくけれど、みんながぼくのことを支えてくれたように、自分もだれかの支えにいつかなれるよう、人とのつながり、人を思いやる温かい言葉を大切にして生きていきたい。

「見守ってくれた友達」

加東市立三草小学校 6年　岡本（おかもと）　颯月（はやと）

ぼくは、最初はいやだった。

児童会に立候補するときは、迷っていた。

どうしようかな。しないほうがいいかな。ぼくはみんなの前でしゃべれるようになりたい。だけど、しゃべれるようになるかな。みんなの前でしゃべれなかったらどうしよう。分かるように説明できるかな。いろいろ心配だった。このままだと、しゃべれないままだ。ちょっとはずかしくてしゃべれない人も、仲良くなれないままになる。みんなとも仲良くなれないままになる。みんなとも仲良くなりたいから、ぼくは、自分に挑戦することにした。

児童会に入って、すぐに遠足があった。一年生かんげい集会がある。はじめのあいさつをぼくがすることになった。ぼくは、この日まで、あいさつを考えたり、練習したりした。先生に相談したり、お母さんに聞いてもらったりした。

ぼくは、一生懸命覚えるまで読んだ。初めは紙を見て読んだ。何回読んだか忘れるほど読んだ。覚えたら、お母さんに聞いてもらった。すると、お母さんは、「もっと大きな声で言えたらＯＫ。」と言ってくれた。お母さんは、にこにこしながら聞いてくれた。ぼくは、その後、一人でもう練習するようになった。遠足まで後一日。一回言ってみたら、いつの間にか大きな声が出るようになっていた。お母さんに聞いてもらったら、「ＯＫ！」と言ってくれた。うれしかった。よかった。安心した。

遠足の日がやってきた。

ぼくは、あれだけやったから大丈夫だと思った。さあ、はじめのあいさつだ。

「今から一年生かんげい集会を始めます。全校生みんなでもり上がって、おもいっきり仲良くなっていきましょう。一年生のみなさん、今日は、お友達やお兄さん、お姉さんといっしょにかんげい集会を

「人の心を動かす ふわふわ言葉」

滝野南小学校 ６年　黒崎（くろさき） 柚（ゆず）

楽しんで下さいね。」

大きな声で言えた。みんなの方も見て言えた。うまくいった。きんちょうしたとき、つかれたとき、倒れそうなとき、そんなときは、大きな声で言えなくなる。でも、あきらめなかったら言えた。

ぼくは、うれしかった。みんなは、ぼくの方を見て、ちゃんとしせいを正して聞いてくれた。ぼくは、うれしかった。もっと大きな声を出してがんばりたいと思った。たぶんみんなのおかげで言えた。みんながあたたかく見守ってくれたから言えた。

ぼくは、これから大きな声を出して、みんなと仲良くなれるようにがんばりたい。

ぼくは、「児童会」として、みんなもわくわく、うれしそうにしている学校にしていきたい。

わたしは、言葉は人をうれしくさせるし、逆に、悲しくさせることもあると思います。小学校低学年のとき、先生に、言葉には、ふわふわ言葉とちくちく言葉があることを教えてもらいました。ふわふわ言葉は、人を喜ばせる言葉で、ちくちく言葉は、人を傷つける言葉です。

今、わたしの学校には、「ふわふわの木」というものがあります。ふわふわ言葉を使っている友達を見つけたり、友達のがんばっているところを見つけたりすると、色画用紙で作った花や葉っぱに、見つけたこと書いて、「ふわふわの木」にはっていきます。ふわふわの木の取り組みをすることで、「ありがとう」や「大丈夫？」などの優しい言葉が増えてきていると思います。わたしは、友達に、「字がきれいだね。」とか「鉄棒の足かけまわりが上手ですごいね。」と言ってもらって、とてもうれしかったことがありました。そしてもっとがんばろうという気持ちになりました。また、わたしが友達に、「難しい本を読んでいてすごいね。」と、感じたことを言ったら、「ありがとう」と言ってもらったこともありました。そのときも、うれしかったです。やっぱり、「ありがとう」は、最高のふわふわ言葉だなと思ってます。

六年生になって、仲の良い友達だけじゃなくて、クラス全員の良いところやがんばっているところを見つけていきたいと考えるようになりました。そのために、わたしは、自分からいろいろな友達に話しかけるようにしています。わたしから友達に話しかけたり、すごいねという気持ちを伝え続けたりしたいと思います。それを続けていくと、わたしの言葉で、友達の心を動かすことができると思います。「ちくちく言葉を使ってはいけないよ。」と注意するだけではなく、自分がふわふわ言葉を使ったり、友達の良いところを見つけて伝えていったりすることで、友達の心も動き、ふわふわ言葉が増えていくと思うのです。

滝野南小学校のみんなにも、ふわふわ言葉をいっぱい知ってもらって、それを使うようになってほしいです。言葉は大切です。みんなでふわふわ言葉を大切にする学校にしていきたいです。そして、学年や男女関係なく、仲の良い学校にしていきます。

登録されていますか？

本人通知制度！

代理人や弁護士などの第三者が、住民票の写しや戸籍謄抄本などを取得した場合に、本人に知らせる制度が「本人通知制度」で、不正取得の発見につながります。通知を希望する方は事前登録が必要になりますので、登録手続きをしましょう。
※市ホームページから詳細をご覧いただけます。

加東市本人通知制度　検索

加東市本人通知制度

【お問い合わせ】市民課（庁舎1階）　☎43-0390

身元調査だけでなく、車庫証明の不正利用（いわゆる「車庫とばし」）に使われるかも！「ひとごと」じゃないですよ！

男女共同参画コーナー

ジェンダーギャップ指数2022をご存じですか？

日本：0.650(146か国中116位)

主要7か国(G7)中では最下位…

どうして順位が低いのでしょうか？

⬇

分野別でみると、「教育」は1位、「健康」は63位ですが、「経済」で121位、「政治」は139位となっているためです。経済と政治の分野で男女格差が大きい原因は、管理職の女性割合や国会議員、閣僚の女性の割合が低いことがあげられます。

ジェンダーギャップ指数とは

各国の社会進出における男女格差を示す指標で、世界経済フォーラム（ダボス会議を開催する、世界の企業や団体が加盟する非営利の公共団体）が、各国を順位付けし、2006年から毎年発表しているものです。

この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味します。

政治分野における男女共同参画をすすめるための法律をご紹介します。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

加東市では女性リーダー育成研修に取り組んでいます

令和3年度に引き続き開催した「加東ウィメンズリーダー塾」をご紹介します。

テーマ：力をつけよう女性たち―もっと自信をもつために―〈3回連続講座〉

5/22　第1回　①ジェンダー平等はなぜ必要?
②リーダーとして持つべき能力 ～ヒューマンスキルの基本～

6/4　第2回　リーダーとして必要な人を活性化する力 ～質問力 承認力～

6/18　第3回　プレゼン能力の実践 ～伝える力の強化とそのコツ 実践～

講 師　第1回　①中村 和子さん(オフィスEEE(Equity.Empowerment.Esteem)男女共同参画アドバイザー)

第1回　②～第3回　喜田 菜穂子さん((有)OFFICE HARMO代表取締役社長 NPO法人マザーズサポーター協会理事長)

【内容】

ジェンダー平等の重要性を学び、さまざまな分野でリーダーとして活躍できる女性が増えることを目的に開催。講座ではリーダーとして必要なコミュニケーション能力を再認識し、共感力や他者のモチベーションを高めるマネジメント手法、人材育成スキルなどを学びました。

【感想】

参加者の皆さんからは、「今までとは違う観点から物事を見られて感動した」というような、気づきを得られたとの声が多くありました。他にも「プレゼンテーション能力がついた」、「話の聞き方、伝え方の勉強になった」という方もありました。

今回学んだことを、今後に活かしてしていただければと思います。男女共同参画を推進するため、これからもさまざまな事業を実施していきます。市民のみなさまのご参加をお待ちしています。

ハンセン病を正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう

○ハンセン病とは

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。治療法がない時代には、体の一部が変形する後遺症が残ることがありましたが、特効薬が発見され、現在では、早期に発見し、適切に治療すれば、顔や手に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

○ハンセン病患者やその家族は、いわれのない偏見や差別の対象になってきました

ハンセン病は、コレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられてきました。また、体の一部が変形したりする後遺症から、偏見や差別の対象にされていました。1900年代から1940年代には、患者を強制的に収容する「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長されました。この間、治療法が確立されたにも関わらず患者の隔離政策はそのまま継続され、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで続きました。平成10年、療養所入所者により国のハンセン病政策の責任を問う賠償請求訴訟が提起され、平成13年には、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。その後、国は入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

○裁判に勝訴したからといって、ハンセン病問題が解決したわけではありません

熊本地裁の判決後も、入所者に対して、ホテルの宿泊拒否事件が起きたり、元患者に対する誹謗中傷がおこなわれるなど、入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は根強く残っています。

○正しい知識と理解を持つことにより、相手の人権を尊重する気持ちを持ちましょう

今の社会には、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があります。そうした偏見や差別を解決するために、正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいか、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

ハンセン病をテーマに講演会を実施

11月19日(土)加東市地域交流センター（旧滝野文化会館）で黄　光男さんを講師にお招きし、ハンセン病をテーマに講演会を実施します。皆さま、是非ご参加下さい。

日時：11月19日(土曜日)　午後1時30分から

場所：加東市地域交流センター
（旧滝野文化会館）

講師：黄　光男（ファン グァンナム）さん

演題：調整中

【プロフィール】
1955年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。
1歳の時に母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に隔離され、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。
1964年家族5人が社会復帰し、尼崎で暮らす。尼崎工業高校卒業後、尼崎市職員に採用。ハンセン病の親のことを長らく語らなかった。
2016年2月、「ハンセン病家族訴訟原告団(あじさいの会)」の副団長となる。
尼崎市在住。

加東市人権出前講座について

加東市人権・同和教育研究協議会（以下「市同教」という）では、「加東市人権出前講座」を実施し、任意団体などのグループが主催する研修会などへの講師の派遣を行なっています。

普段なにげなく話している人権や子育てなどに関するさまざまな悩みなど、一度、専門の先生を呼んで、ヒントをもらってみませんか。講師料は、市同教が負担します（３万円まで）。趣味のサークル、ママ友、パパ友、ＰＴＡの部会、社内の若手グループなど、任意団体であればどなたでもご利用いただけます。

○講演のテーマ（例）　女性（男女共同参画、ＤＶ）、子ども（虐待、いじめ）、高齢者（介護、認知症）、障がいのある人、同和問題、インターネットによる人権侵害

○派遣する講師　主催者からの依頼により、研修会等の開催場所や内容に応じて、かとう人権教育講師登録者リストを基に、本事業の目的を達成するのにふさわしい講師を選定のうえ、派遣します。

加東市人権出前講座に興味をお持ちの方は、人権協働課☎４３－０５４４まで、お気軽にお問い合わせください。

こころの相談窓口

ストレス状態が長期間続くと、「気分が落ち込む」「イライラする」「疲れているのに眠れない」など、気持ちやからだにさまざまな変化が起こることがあります。

多くの場合は自然に回復していきますが、つらい気持ちを誰かに話すことで和らぐことがあります。

ひとりで抱えこまず、誰かに相談してみませんか。

○兵庫県いのちと心のサポートダイヤル　078-382-3566

月～金曜日18時～翌8時30分　土日祝日24時間

○兵庫県こころの健康電話相談　078-252-4987

火～土曜日9時30分～11時30分、13時～15時30分（祝日、12月29日～1月3日は除く）

○はりまいのちの電話　079-222-4343

14時～翌1時　年中無休

○加東市こころの健康ホットダイヤル　0795-42-2800

月～金曜日8時30分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日は除く）

【お問い合わせ】健康課（庁舎2階）☎42-2800

人権擁護委員の活動 ～あなたの街の相談パートナー～

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、人権に関する悩みごとの相談を受けたり、人権について関心をもってもらえるよう啓発活動をしている民間の方々です。約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されています。

北播人権擁護委員協議会

西脇市・小野市・加西市・加東市・多可町の４市１町の人権擁護委員で組織しています。
加東市では、９人の人権擁護委員が「加東部会」として次のような活動を行っています。

北播人権擁護委員協議会 加東部会の活動

人権相談活動

総合相談

社会福祉協議会の総合相談の中で人権相談を担当しています。月３回の開催です。

社福祉センター（第３金曜日）・はぴねす滝野（第２金曜日）・東条公民館（第４金曜日）。時間は、いずれも10：30～11：30です。

特設人権相談

法務局が掲げる推進月間に合わせて、人権に関する相談を受けます。

社福祉センターで、５月（憲法週間）・６月（人権擁護委員の日）・12月（人権週間）に開催しています。

特設総合相談

民生児童委員とともに、隣保館・公民館にて相談を受けます。7月・11月・３月に開催しています。

人権啓発活動

６月(男女共同参画週間)・８月（人権文化をすすめる市民運動月間）・12月（人権週間）に街頭啓発活動を実施しています。

学校などにおける人権啓発活動

「人権の花」運動

子どもたちが花を育て、絵や感想などを書いたり、福祉施設との交流をしたりすることで、人権尊重の心を養います。

ミニ人権教室

アフタースクールで、紙芝居や楽しいゲームをして、子どもたちとの交流を深めるとともに、友達の輪を広げることなど人権の大切さを伝えています。

子どもの人権ＳＯＳミニレター

誰にも相談できない子どもたちと、手紙のやりとりを通じて、子どもたちの悩みを早期に発見し、解決への手助けを行います。

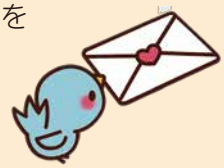

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくしましょう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

～全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています～

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

☎0120-771-208　【平日9:00～17:00　祝日、12月29日～1月3日を除く】

加東市企業人権教育協議会の活動

スローガン『受けつごう確かな実践、進めよう明るい職場づくり！・２０２２』

加東市企業人権教育協議会（企人協）では、会員各社の社員が人権意識をより一層高め、差別のない企業づくり、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が企業文化として定着していくよう支援しています。

市内の企業・事業所の内、企人協への参加は合計91社あり、企業規模（従業員数）に応じて年会費を納入して、差別のない明るい社会づくりに貢献することを目的として自主的に事業を行っています。

今年度は、特に人権尊重意識の高い職場づくりと雇用、労働条件をはじめとする就労環境の整備など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、人権教育研修を開催しています。

◇本年度重点目標

①社員研修会を開催し、明るく温かい、潤いのある職場づくりを支援します。

②企業内研修会を推進し、豊かな人権感覚を培い、人権が尊重される職場づくりを支援します。

③会員企業間、企業と企人協事務局との連携を密にするとともに、研修資料の提供を積極的に行います。

④企業の社会的貢献の一環として市民公開講座を開催し、人権の尊重された社会の実現に寄与します。

◇本年度前期の取組

第１回社員研修会

５月13日（金）
社公民館　研修室
総会の後、研修をしました。

DVD視聴研修

お互いを活かし合うための人権シリーズ⑥
「小さな歩みを見つけよう」～職場の人権 気づきポイント集～

第２回社員研修会

７月14日（木）
社公民館　研修室
「働き方改革の取組方法とそのポイント」～いきいきとした企業へ～

講師に「ひょうご仕事と生活センター」の藤島一篤さんをお招きして研修をしました。

加東市人権ジュニアリーダー学級

市内の中学生を対象に、部落問題をはじめ様々な人権問題について学習することで、豊かな人権感覚を養い、正しい判断力と行動力を身に付ける素地を養うことを目的として行っています。

今年度は、

①映画「ある精肉店のはなし」とお話「命をいただき、いのちは生きる」（８月４日）

②「ＳＯＲＡかさい、鶉野関連施設の見学と講話」（８月９日）

③「堺市立人権ふれあいセンター、堺市立博物館の見学と話」（８月24日）

を夏季休業中に行いました。

３つの講座に延べ56名の中学生と５名の保護者の参加がありました。

学習後の感想を紹介します

・部落差別のことを深く理解したいと思う。

・人権を大切にする社会をつくるために学んでいきたい。

・戦争を繰り返さないことを強く思い、家族と話をしようと思う。

①映画とお話

②ＳＯＲＡかさい

加東市人権・同和教育研究協議会上半期の活動

◇役員

総会で藤本貴樹会長をはじめ、本年度の役員が承認されました。

総会の様子

■会　長　藤本貴樹
■副会長　大久保信三　山本貞江
■会　計　澤野祥二
■監　事　松岡雄司　久野勝久

◇主な事業

◆第1回理事会（5月10日）

◆総会（5月17日）

すべての議案（事業報告、決算報告、役員選出、事業計画、予算）が承認されました。

◆専門部会

住民学習推進部会

○住民学習説明会（5月24日・25日・27日）

・本年度も全地区を3つのブロックに分けて行いました。

・住民学習を地区全体の取組として実施していただくため、人権啓発推進員さんだけでなく区長さんにも出席していただきました。

○住民学習会

・人権学習の進め方として、①DVDの視聴や講師の話を聞く等、感染対策をした上で、集合型研修を行う。②資料を配布して個別（家庭）研修を行う。③ケーブルTVでDVDを視聴して個別（家庭）研修を行う。この中から選択し、地区の実情に応じて人権学習を行っていただくようにしました。

・各地区で6月～12月に実施される予定です。

本年度推奨DVD『夕焼け』

テーマは「ケアラー～誰もが人権尊重される社会を～」です。

主人公の中学生瑠依は、弟の世話や家事に追われつつも「家族のことは家族でするのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。

作品では、周りの人々がお互いを気にかけ、人とのつながりが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描いています。

誰もがケアする側にもされる側にもなります。年齢を問わず、共に助け合える『誰もが尊重される社会』の実現をめざすことが大切です。

学校教育部会

○公開保育、公開授業（予定）

・高岡育児園

・兵庫教育大学附属小学校

・東条学園小中学校後期課程

団体別研修推進部会

○加東市民生児童委員連合会

期日：5月19日(木)

演題：ともに生き生きと幸せに暮らせるために（多文化共生）

講師：加東市人権教育推進員　土肥　貴雄さん

内容

①「兵庫県県民意識調査結果」から

②DVD「外国人と人権」の視聴

③外国人の人権を守るために

◇関連事業

◆兵庫県人権教育研究大会　東播磨大会（高砂市）

○分科会での発表

【障がいのある人の人権】

「福祉学習を通して考える、障がいのある人の人権　―学校内外での取組の発見―」

滝野中学校　福井　恭子さん

【企業・職場】

「活力ある職場づくりの取組について」

みのり農業協同組合　生田　幸良さん

人権に関する悩みごとの相談先

加東市マスコット
加東伝の助

差別、いじめ、いやがらせなど、人権に関する問題でお困りの場合は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

電話で相談

●法務局

○常設相談（みんなの人権110番）
☎0570−003−110
（全国共通人権相談ダイヤル）
　差別や虐待、パワーハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

○子どもの人権110番
☎0120−007−110
（全国共通フリーダイヤル）
　いじめや虐待など、子どもの人権に関する専用電話です。

○女性の人権ホットライン
☎0570−070−810
（全国共通ナビダイヤル）
　配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権に関する専用電話です。
【以上　平日8:30〜17:15】

○外国語人権相談ダイヤル
Foreign-language Human Rights Hotline
☎0570−090−911
【平日9:00〜17:00】

●公益財団法人　兵庫県人権啓発協会
☎078−891−7877
【平日9:00〜17:00】
　インターネットによる人権侵害を含めたさまざまな人権問題について相談を受け付けています。

●加東市人権協働課
☎0795−43−0544
【平日8:30〜17:15】
　さまざまな人権問題について相談を受け付けています。

インターネットで相談（24時間受付）

https://www.jinken.go.jp
　パソコンや携帯電話から、いつでも相談できます。相談フォームに内容を記入して送信すると、最寄りの法務局から、メールまたは電話により回答されます。

手紙で相談

子どもの人権SOSミニレター
　市内の小学校・中学校の児童・生徒に専用用紙を配布しています。まわりの大人に相談できないとき、手紙を書いてポストに投函してください。人権擁護委員や法務局職員が希望する方法（手紙や電話）でお返事します。

面接で相談

●法務局の常設相談
　法務局職員もしくは人権擁護委員が相談を受け付けています。
【平日8:30〜17:15】
神戸地方法務局社支局　☎0795−42−0201

●人権相談
　月3回、次の場所で相談を受けています。相談員は人権擁護委員です。
・第２金曜日　はぴねす滝野
・第３金曜日　社福祉センター
・第４金曜日　東条公民館
【10:00〜11:30】

●隣保館人権相談
　休日を除く毎週水曜日の14時から16時まで人権協働課職員が相談を受けています。
加東市人権協働課　☎0795−43−0544

●人権協働課の常設相談
　人権協働課職員が相談を受けています。
加東市人権協働課　☎0795−43−0544
【平日8:30〜17:15】

STOP! コロナ差別

新型コロナウイルスは人を選びません。
誰もが感染する可能性があります。

あなたや、あなたの大切な人が非難されたらどう思いますか？
加東市は、感染症を理由とする差別を防ぎ、だれもが、安心して暮らせるまちづくりのため「加東市感染症の患者等の人権擁護に関する条例」を令和3年2月に公布、施行しました。

○患者やその家族、濃厚接触者、回復した方などに対する差別的な行動はやめましょう
○医療や介護、物流、小売など、暮らしを支える職業の方に感謝しましょう
○ＳＮＳなどで心ない誹謗中傷や誤った情報を拡散することはやめましょう

発行　加東市
加東市人権・同和教育研究協議会
〒673−1493
兵庫県加東市社５０
ＴＥＬ０７９５−４３−０５４４　ＦＡＸ０７９５−４２−１７３５